

## 松伏町告示第128号

令和7年度の財政事情について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例（昭和53年松伏町条例第18号）第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月1日

松伏町長 高野 祐大

### 財政事情の公表

#### 1 財政方針

内閣府の発表によりますと、我が国の経済情勢は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要であることに加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があるとのことです。

また、「経済あっての財政」を基本とし、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築し、今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が閣議決定されたところです。

このような社会情勢の下、今年度の町の財政状況については、昨年同時期と比較しますと、定額減税の影響により地方特例交付金や繰越金が減収していますが、町の歳入の約3割を占める町税や地方交付税が増収したことにより、歳入全体としては前年度を上回るものとなっています。また、歳出についても、新保健センター建設に係る費用として、公有財産購入費等の普通建設事業費が増額しており、前年度を上回るものとなっています。

令和8年度においては、社会情勢の影響から、町税の大幅な増収は見込めないなか、人件費や扶助費等の義務的経費が例年増加傾向にあり、さらに電力・ガスの価格高騰による光熱水費等の増額や経年劣化による公共施設の修繕費の増額により、特に厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

今後におきましても、社会情勢の動向に注視し、「松伏町第6次総合振興計画」に基づき各種施策に取り組むとともに、町民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業を選択し、「みんなの笑顔を未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし」の実現を目指してまいります。